

# 見福地区 都市計画の変更の概要について

## ・見福地区

見福地区は、昭和43年5月に地区全体の約17.8haについて土地区画整理事業施行区域が都市計画決定されました。同年10月に土地区画整理事業決定告示がされ、事業が行われてきました。その後、昭和59年3月に事業施行区域の一部約0.4ha(以下未施行区域という)を区域から除外する変更を行い、昭和59年7月に換地処分をもって事業を完了しました。未施行区域は昭和59年3月に行った変更において土地区画整理事業を行わない区域とされた一方で、昭和43年5月に行った都市計画決定の区域からは除外されていない状況となっています。

埼玉県が示す指針では、施行区域を縮小する際には、未施行区域における基盤整備の必要性を検討することとしています。未施行区域について、整備状況を確認した結果、示されている最低限の整備水準を満たし、新たな基盤整備の必要はないことを確認しました。

このような状況の中、都市計画の変更内容に対する住民の意向を確認するため、関係地権者に意向調査を行いました。その結果、地権者から概ねの同意が得られたため、未施行区域である約0.4haを都市計画決定区域から除外し、既に施行済みである約17.4haに区域を縮小します。

